

令和2年第2回臨時会

江東区教育委員会会議録

令和2年3月6日（金）

江東区教育委員会

令和2年第2回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 令和2年3月6日(金)午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和2年3月6日(金)午前10時34分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 岩佐哲男(教育長)、橋本俊雄(教育長職務代理者)、進藤孝、眞貝裕利子、鈴木清人
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、
岩井教育委員会事務局参事 庶務課長事務取扱、
谷川学校施設課長、太田整備担当課長、大町学務課長、
伊藤指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、
堀越教育支援課長(教育センター所長兼務)、
池田地域教育課長、栗原江東図書館長

6 議題

日程第1 議案第13号 江東区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則

7 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
- (2) 令和2年度新1・7年生の学校選択制度の進捗状況について
- (3) 江東区私立幼稚園施設整備資金融資基金条例施行規則の一部を改正する規則について

8 追加報告事項

- (1) 教育管理職の人事について

9 審議概要

岩佐教育長 おはようございます。ただいまより、令和2年第2回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員をご指名いたします。橋本委員、進藤委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1、議案第13号、江東区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第13号、江東区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則。
上記の議案を提出する。

令和2年3月6日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、
本案を提出します。

大町学務課長

それでは、資料1をお願いいたします。

区立幼稚園の保育料につきましては、昨年9月6日の本委員会において、10月からの幼保無償化に伴い保育料をゼロ円とすること、また、本年4月から南陽幼稚園、豊洲幼稚園の2園で実施いたします預かり保育料を新たに設定するため、条例改正のご審議を既にいただいたところです。その際、条例の施行規則に関しましては、無償化に伴い一旦廃止としたところですが、1の制定の理由に記載のとおり、このたび4月から徴収を始める預かり保育料に関して必要な事項を定めるため、新たに施行規則を制定することといたします。

なお、条例に定める預かり保育料の額は、登録利用が月額7,500円、一時利用については、幼稚園開園日が日額500円、長期休業日が1,000円となっております。

2の規則の概要でございます。まず、(1)預かり保育料の減免につきましては、一時利用のうち生活保護世帯と非課税世帯、第3子を免除といたします。また、第2子につきましても、5割減額といたします。

次に、(2)預かり保育料の納付期限につきましては、登録利用の方は利用した月の月末、一時利用の方は利用した月の翌月末といたします。

また、(3)のとおり、預かり保育を減免または免除した場合などで、既に納付した保育料との差額が生じた場合に還付を行うことといたします。

そのほか、減免や還付の手續に必要な書類の様式などもあわせて定め、3のとおり、令和2年4月1日を施行日といたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

岩佐教育長

それでは、本案について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長

お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長

ご異議ありませんので、これを決定いたします。

それでは、これより報告事項に入ります。

報告事項1、新型コロナウイルス感染症の対応についてを事務局より説明願います。

武越事務局次長

私から、今回の新型コロナウイルス対策について、教育委員会の対応をご説明申し上げます。資料2をごらんください。

学校の一斉休業につきましては、2月27日の政府の要請を受けまして、翌28日金曜日にこのような資料をもって区立学校園に対して通知し、保護者に対しても、児童生徒へお手紙を持たせるような形で周知をしたところであります。

まず、1の臨時休業についてですが、期間は、小・中・義務教育学校では3月2日月曜日から25日水曜日まで、幼稚園については3月18日水曜日までとし、全校園を対象としております。

保護者に対しては、子供たちの健康の確保と感染拡散の防止という趣旨を踏まえ、不要不急な外出を避け、自宅学習することとし、就学時間中、つまり日中の児童生徒のみでの外出は控えるように周知をいたしたところであります。

次に、2の児童等の居場所の確保につきましても、あくまでも感染拡散の防止が趣旨でございますので、自宅での生活を基本といたしますが、保護者が就労等により自宅での養育が困難な場合、つまり幼児から小学校3年生までの子供が1人で留守番する状況になってしまうような場合には、幼稚園及びきっずクラブで受け入れをしております。

区立幼稚園の園児については、各園に相談の上、通常の教育時間での受け入れを行っております。また、きっずクラブにおいては、B登録の児童を受け入れております。A登録につきましては、もともと保護者が就労家庭でない全学年の児童が対象であることから休室といたしますが、自宅での生活が困難な低学年の児童については、各クラブに相談の上、受け入れることとしております。

なお、このほか私立幼稚園、私立学童クラブにはこうした区の対応について情報提供し、各園、クラブで対応を検討していただくようお願いをいたしたところであります。

2ページをごらんください。3の休業中における教育活動についてですが、各ご家庭での検温の実施をお願いするとともに、自宅学習の実施に当たっては、各学校は保護者との連携を密にとりまして、この間の家庭での学習環境を具体的に整えるようにしました。

また、部活動等については、練習等も含めて全て中止といたします。

4の卒業式、幼稚園の修了式は、規模を縮小し実施いたします。ここでは後日通知としておりますが、後ほどご説明いたします。

次に、5のその他については、学校施設開放の中止、教職員は原則勤務、休業中の幼児・児童・生徒、教職員ほか学校関係者に感染が確認された場合は、教育委員会に報告することとしております。

次の3ページから6ページにかけては、2月28日付の幼小中の保護者宛での通知を添付しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

次に、3月2日付の追加での報告事項を申し上げます。7ページをごらんください。

区立学校園の臨時休業にかかる児童等の居場所の確保についてですが、まずは、1のきつずクラブ登録者以外の低学年児童の受け入れについては、通常きつずは利用していないが、平日、児童が登校している時間帯のみ就労しているなどの保護者もいることから、各クラブに相談していただいた上で、A登録としての受け入れを可能といたしました。なお、学校休業中の臨時的な措置ですので、利用料は発生せず、保険料のみいただく形になります。

次に、2の特別支援学級の児童生徒についても、やむを得ない事情がある場合に、各小中学校に相談の上、学年問わず、各学校の学級にて受け入れることとし、ふだんから指導している特別支援学級の担当教員が支援に当たります。

また、3の運営体制については、緊急事態に鑑みまして、きつずクラブの指導員だけでなく、当該学校の教員や講師等にもお願いしたいと考えております。

なお、8ページに保護者宛てのメール文を記載しておりますので、後ほどごらんください。

次に、卒業式についてです。9ページをごらんください。

1の卒業式については、規模を縮小して実施することとし、(2)の留意点にもあるような形の流れで進めたいと思っております。

(3)の参加者につきましては、教職員、卒業生、保護者1世帯当たり2名までで行うこととし、来賓及び在校生の出席はなしといたします。これに伴い、教育委員会からの告示、区長、議長の祝辞は、当日文書にて配付いたします。

このほか、従来の感染症対策に加え、座席の間隔をあけるなど工夫をしてみたいと思います。

なお、幼稚園の卒園式に当たる修了式は、小中学校に準ずることとしております。

次に、2の修了式、在校生の終業式に当たるものですが、当初から予定している終業式の日がちで実施することとし、学年で時間をずらして登校し、体育館ではなく各教室で行います。教室で校長の話を校内放送等で聞いた後、担任からの通知表の配付、春休みの過ごし方等の連絡事項を伝えまして、学校に置いてある荷物を持って帰宅してもらうというような流れを予定してございます。

最後に、本区の記載以外の報告事項について申し上げます。

月曜日に各学校の掲示板のところに臨時休校の旨、張り紙をさせていただきましたが、臨時休校中でも教職員が学校に出勤しておりますので、個々の児童生徒の各種相談にはもちろん対応いたします。また、必要に応じて、スクールカウンセラーの派遣やスクールソーシャルワーカーの活用等の体制も整えております。また、教員は各児童生徒に対し学習や家庭での過ごし方等の指導、声かけを小まめに継続して行うとともに

に、地域の公園や商業施設を巡回するなど、子供たちの状況把握に努め、必要に応じて指導等を行います。

なお、休校に当たっては、PTAや民生児童委員及び地域の方々、主に学校評議員の方々になると思いますけれども、教育委員会と各学校から今回の臨時休業に関することについて周知をいたしましてご理解をいただき、子供たちの地域での引き続きの見守り等をお願いしたところでございます。また、休校期間中、PTA等学校関係者で学校に用事のある方は、感染症対策を万全にしてご来校いただければと考えております。

今後、保護者への周知につきましては、各学校園長からの保護者宛て一斉メールや電話等により速やかに対応していくとともに、随時ホームページで情報提供してまいります。

最後に、学校、幼稚園等以外の教育委員会所管の施設の状況をご報告いたします。

区内の図書館におきましては、学校と同様に3月2日から3月25日まで予約資料の受け取り及び資料の返却以外の図書館サービス、閲覧等のサービスは中止しております。これは、一般の方も含めて全ての区民が対象となっております。

また、青少年交流プラザは、同期間、小学校から高校生は1階、2階のロビースペースの利用は中止します。ただし、登録団体の各部屋の利用は可能となっております。

深川江戸資料館、芭蕉記念館及び中川船番所資料館は3月16日月曜日までの間、展示室の観覧を中止いたします。

豊洲西小学校のプール・トレーニング室は3月15日日曜日まで利用を中止します。

このほか、子供関連の施設としましては、児童館は3月25日まで全館休館、子ども家庭支援センターは子育てひろばやりフレッシュひととき保育の中止など、業務を縮小して実施、グランチャ東雲は休館といたします。

なお、保育園につきましては、通常どおりとしております。

なお、昨日、区の危機管理対策本部が開催されまして、区のイベント等につきましては、引き続き3月いっぱいまで自粛の旨、決定されたところでございますので、これらについても適切に対処し、周知をしてみたいと考えてございます。

以上、長くなりましたが、報告させていただきます。

岩佐 教育長 それでは、本件について質疑をお願いします。

鈴木 委員 きつずクラブの運営体制の確保という点についてお聞きしたいんですが、本区はA登録、B登録も事前にやっていますし、大きな問題はないと思いますし、今のところ混乱もほとんどないとお聞きしましたが、念

のために、この支援は、教員、講師も行うということが書いてありますが、その辺の状況はどうかお聞きしたいと思います。

池田地域教育課長 きっずクラブにおける運営体制の確保でございますけれども、委員ご指摘のとおり、文科省の通知もございますので、その通知に基づきまして、教育委員会として各学校に可能な範囲の中での協力体制を求めているところでございます。
以上でございます。

鈴木委員 そうすると、従来体制の形できちんと運営していて、今のところ大きな混乱もなく、また、学校側の先生やそういった特別応援みたいなものも特にないということでしょうか。

池田地域教育課長 現時点では、ご利用者の自粛もご理解いただいております、現場自体そのものは大きな混乱は特段ございません。そういった意味で、まだ直接的な学校との具体的な支援、連携については、現状として、万全の体制を整えていくという体制で今臨んでいるところでございます。
以上でございます。

岩佐教育長 いつでも支援に入れる体制に入っているんですね。

伊藤指導室長 今、地域教育課長から説明ありましたが、そこに加えて、スタンダード講師、特に小学校の担当の講師につきましては、午前中を中心に学習についての支援を行う体制を整えております。
以上です。

岩佐教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい、ありがとうございました。

岩佐教育長 ほかに。

眞貝委員 感染の疑いがある場合というのは、今、保健所が窓口ということですよ。それで、江東区として感染の疑いがある方がどういう流れになっていくのかということと、また、今日からPCR検査が保険適用になるということで、区内の病院での検査ができるのかどうかお聞きしたいんですが。

大町学務課長 感染の疑いがある場合の窓口に関しては、委員お尋ねのとおり保健所ということになります。あわせて、教育委員会に速やかに情報を伝達し

ていただくことについては、各校にも依頼していますし、学校からは保護者に、すぐ各校に連絡をいただくようお願いはしているところですが、実際に感染者が発生、あるいは感染の疑いが出たということになりますと、その中心に動くのは保健所ということになります。検査の詳細については、申しわけございませんが、教育委員会として把握しているものは現状としてはないところでございます。

以上でございます。

岩佐教育長 よろしいですか。

眞貝委員 当然、今日、新型コロナの質問が出るということは想定されていると思うので、保健所のきちんと説明できる方がいてくださってもよかったですのかなと思います。

岩佐教育長 ほかに。

橋本委員 学校は大分長期の休みになると思うんですが、登校日とか、それから、今、課題を出されたり、宿題を出したりということで指導されている学校もばらばらなのか統一なのかも教えてほしいです。それと、結構急な休校だったので、学校に物を置いて帰っちゃっている生徒たちもいっぱいいるんですけど、取りに行っていくのか悪いのかわからないまま、取りに行けないから勉強しないとかという人もいるみたいなんですけど、今後、やっぱり長期化するおそれもあるので、どういうふうに資料を取りに行ったらいいのか。それから、登校日とか、みんなもやっぱり顔を見たほうがいいのかという気もするので、終業式は時差でクラスごとにやるということで、登校日も時差で日にちごとにやるという方法は何か考えていらっしゃいますでしょうか。

伊藤指導室長 まず、登校日ですけれども、今のところは、卒業式や終業式が登校日ということになります。特段、教育委員会からの他の登校日を設ける予定はありません。

宿題等につきましては、メール等を使い、課題についての指示を明確に出しているところです。子供たちは、必要な教科書、ドリル等については持ち帰っております。また、それ以外のものにつきましても、文科省から家庭で学べる学習のサイトが示されており、こういった情報についても、毎日の一斉メール等で情報提供をしております。また、子供たちは、学習記録表をつけることになっていますので、子供たちが見直しを持って計画的に学習できるようにと考えているところです。

また、学校によっては、少しずつ子供を集めてプリントを配付するという工夫をしているところもあります。終業式は、学年ごとに時間を変

えて実施する予定です。

岩佐教育長 よろしいですか。

橋本委員 はい。

岩佐教育長 感染、あるいは感染の拡大防止の手續と健康の確認をした上で、個別のケースについては柔軟にということですよね。
ほかにはいかがですか。

橋本委員 卒業式はそういうふうに縮小してやるということを聞いているんですが、どこかがこんなことをやるよとか、記念というか、忘れられない1年になると思うんですけど、こんなことをやるんだよとかという情報が来たりしていますか。

伊藤指導室長 学校には、基本となる流し方を示させていただいており、時間の中で工夫できる余地は残しております。例えば、在校生の言葉をテープで流すという工夫なども考えられるのではないかと思います。子供たちの心に残るものにしたいという思いは、どんな状況でありましても、教育委員会も学校も持っておりますので、その中で一番いい方法を工夫していきたいと思っております。

武越事務局次長 先ほどの眞貝委員からの保健所の検査の関係とかにつきましては、私は今把握してございませんので、こちらについては、整理した上で改めて委員の皆様へ報告したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

岩佐教育長 ほかに。

眞貝委員 教育長、いいですか。

岩佐教育長 どうぞ。

眞貝委員 今年の中学3年生の卒業生は、幼稚園、保育園の卒園のときに3.11だったんですよ。ですから、そのときも卒園式ができるかどうかということで、非常に危惧した記憶があるんです。うちの孫が今年中学3年で卒業するんですけども、私たちの学年はすごくいろんな意味で節目に何かがある、今度大学卒業するとき何かあるんじゃないかなって言ってましたけれども、小学校6年生にしても中学校3年生にしても、卒業式って自分たちで一生懸命集中して練習して、卒業式はいい卒業式だ

ったなど達成感を持って卒業できるという流れがちょっと断ち切れてしまったので、コロナのせいなんですけれども、ほんとうに残念だなと思いました。

以上です。

岩佐教育長 昨日も校園長会をやって校長先生、園長先生にお話ししたんですけど、今、眞貝先生おっしゃったように、学校の文化とかの中で、学校のカレンダーの中で3月って特別な月なんですよ。そういった意味で、何とか通常どおりの形の体制がとればいいんですけども、今回こういう非常に厳しい状況になって、工夫をして乗り切るしかないなということで、小さな工夫をして何か小さな感動を子供たちがしっかり持って卒業していってくればいいなと思いました。全く同じ気持ちです。

ほかには。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2、令和2年度新1・7年生の学校選択制度の進捗状況についてを説明願います。

大町学務課長 恐れ入りますが、資料3をお願いいたします。令和2年度の学校選択制度の進捗状況についてご報告さしあげます。

これまでの経過を簡単に申し上げますと、昨年11月8日に学校選択希望票の提出を受け付けた後、11月18日から22日までの選択希望変更期間を経て、12月10日と11日に公開抽選を実施いたしました。昨年12月の本委員会において、抽選結果までをご報告させていただいたところです。その後、小学校と義務教育学校前期課程については1月23日に、中学校及び義務教育学校後期課程については2月19日に最終の繰り上げを行いましたので、本日はその結果をご報告させていただきます。

資料の表面が小学校等、そして、裏面が中学校等の状況となっておりますが、まず、小学校のほうからごらんください。表の左から学校名に続きまして、Aが選択希望変更期間の締め切りであった11月29日現在のそれぞれの学校への希望者数、Bが転出などその後の選択希望辞退等の人数、そして、Cが抽選日当日の希望者数となっております、Dが抽選日当日の当選者数、Eが補欠者数ということになります。ここまでが前回の報告内容となっております。

そして、右側のFからHですけれども、こちらが最終繰り上げ処理時点の内訳となりまして、Fが繰り上げ当選となった方、Gが希望の辞退をされている方、それらの差し引きで、Hが最終的な補欠残の数となっております。

今回、今ごらんいただいております小学校等では、13校の学校での

抽選を行いました。結果的に、当日当選を含めた当選者数は、Dの欄とFの欄の合計で137名、この表のほかには無抽選で当選した方もいらっしゃいますので、371名が最終的に当選いたしました。一方、繰り上げ当選しなくて補欠残となった方は、6校で33名ということになりました。ちなみに、昨年は9校80名の方々が補欠残でございました。

裏面になりますけれども、中学校等では20校が抽選となりまして、当日当選を含めた当選者数、これもDとFの欄の合計ですが、こちらは599名、無抽選で当選した方まで含めると、717名が当選となりました。一方、補欠残ですが、Hの欄、5校で100名となっております。ちなみに、昨年は3校51名が補欠残でございました。

今回の繰り上げの結果につきましては、小学校は1月23日から、中学校は2月19日から各学校及びホームページで発表させていただいております。また、小学校は1月24日、中学校は2月26日に決定校の入学通知書を保護者宛てに発送いたしました。

本件についての報告は以上でございます。

岩佐教育長 本件について質疑をお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3、江東区私立幼稚園施設整備資金融資基金条例施行規則の一部を改正する規則についてを説明願います。

大町学務課長 それでは、資料4をごらんください。本区では、区内私立幼稚園が新築や増改築を行う場合に必要な資金の融資を金融機関にあっせんするとともに、利子補給を行う制度を設けております。この制度の実施に当たっては、江東区私立幼稚園施設整備資金融資基金を設置しまして、取り扱い金融機関に融資の原資を預託しておりますが、このたび、この基金条例の施行規則について一部改正を行うものでございます。なお、私立幼稚園等に関する事務につきましては、区長部局からの補助執行により実施しておりますため、報告事項としてご説明をさせていただきます。

初めに、1の改正の理由ですが、本資金の金融機関に対する預託期間について、現在1年以内と規定してございますが、預託の開始日や終了日に土曜日や日曜日などの休業日を指定することができないために、規定の制定以降、預託開始日が年々早まる状況が生じているところです。この状況が続いていきますと、いずれ預託開始日が年度をまたいで早まってしまう可能性があるということで、毎年同じ時期に預託を開始できるように、この1年以内という預託期間の規定を削除することで、若干柔軟な運用ができるようにするものでございます。

この今回の改正でございますが、実際にこの資金を実務上管理しております会計管理室より規定の削除の要請があったもので、実は、区がほ

かに設けております他の資金融資基金につきましても、同様の規定の改正を順次行っているところです。

次に、2の改正の概要でございます。（1）につきましてはただいまご説明したとおりですが、今回、あわせて（2）のとおり、規則の全般にわたりまして、文言や様式等の修正を行っております。2ページ以降に新旧対照表をお示ししておりますが、本規則は平成18年度以降、一度も改正を行っておりませんで、「あっせん」という文言を「あつせん」と表記しているなど、現行の本区の例規に沿わない文言などが確認されましたため、この機会に文言等の修正を行うものとなります。

1ページ目にお戻りいただきまして、3の施行日等ですが、今後、手続を進めまして、公布の日を施行日といたします。

説明は以上でございます。

岩佐教育長 本件について質疑願います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、本日は追加報告事項がございます。追加報告事項は人事案件であるため、秘密会といたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩佐教育長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、秘密会といたします。

それでは、追加報告事項1、教育管理職の人事についてを説明願います。

伊藤指導室長 それでは、令和2年4月1日付、教育管理職の異動についてご説明をいたします。資料5をごらんください。

まず、幼稚園でございます。園長の異動はございません。副園長は区内転が5名で、うち3名が区内の主任教諭からの昇任です。

次に、小学校でございます。校長は区内転が6名、うち1名は区内の副校長からの昇任であります。区外からの転入は2名で、うち1名が副校長からの昇任であります。区外への転出は1名です。退職者は2名で、再任用終了者です。なお、定年退職後、引き続き区内で再任用校長として任用する者については、ここに含んでおりません。副校長は、区内転は2名で、うち1名は区内主幹教諭からの昇任であります。区外からの転入は5名で、うち4名が主幹教諭からの昇任であります。区外への転出は3名（降任を含む）であります。退職者は2名で、1名が勸奨退職者、1名が定年退職者であります。

次に、中学校でございます。校長は区内転が3名です。区外からの転入は3名で、うち2名は副校長からの昇任です。区外への転出者はあり

ません。退職者は3名で、いずれも再任用終了者であります。副校長は区内転が6名であります。区外からの転入は3名、うち1名が主幹教諭からの昇任であります。退職者は4名で、全て定年退職者です。

最後に、義務教育学校でございます。校長は区内転が1名で、副校長からの昇任です。転出者は1名です。副校長は区内転が1名で、主幹教諭、指導主事からの昇任であります。

詳細は、お配りしました異動者名簿をご確認ください。なお、異動者本人には3月6日午後の内示の予定です。異動は4月1日付でございますので、それまでの間の取り扱いについて、十分ご注意くださいようお願いいたします。一般の教員の異動につきましては、児童数、生徒数が変動しております。まだ確定していない学校もあります。一般教員の異動につきましては、例年どおり4月の教育委員会で報告をいたします。

説明は以上でございます。

岩佐教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩佐教育長 それでは、本報告を終了いたします。

なお、本来秘密会の会議録につきましては、教育委員会会議規則の規定により、非開示とすることになっておりますが、4月1日の発令後、公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして令和2年第2回江東区教育委員会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。